



レベルアップ 科目解説

健康保険法

基本テキストを通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、わかりやすく動画で解説します。

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



● 被保険者

学習のポイント

健康保険の被保険者は、「当然被保険者」「任意継続被保険者」「特例退職被保険者」「日雇特例被保険者」の4つに分類されます。(特例退職被保険者については、本誌での詳解は省略)

(1) 当然被保険者 (法3条1項)

条文

この法律において**当然被保険者**とは、適用事業所に使用される者であって、適用除外に該当しないものをいう。

🏠 ちょっとアドバイス!

- 「**適用事業所**」の規定は厚生年金保険法と基本的に同じで、強制適用事業所と任意適用事業所があります。ただし、厚生年金保険法では強制適用事業所である「船舶」は、健康保険法においては強制適用事業所とはなりません。【※3月号参照】

Advance

①適用除外 (法3条1項ただし書)

- 次のいずれかに該当する者は**適用除外**とされ、適用事業所に使用される者であっても、**日雇特例被保険者**となる場合を除き、当然被保険者となることができません。

原則 (被保険者とならない)	例外 (被保険者となる)
船員保険 の被保険者	船員保険法に規定する 疾病任意継続被保険者 (この者が適用事業所に使用されるに至った場合は健康保険の被保険者となる)

<p>臨時に使用される者であって、次に掲げるもの</p> <p>イ) 日々雇い入れられる者</p> <p>ロ) 2か月以内の期間を定めて使用される者</p>	<p>a) イ)に掲げる者にあつては1か月を超え引き続き使用されるに至った場合</p> <p>b) ロ)に掲げる者にあつては所定の期間を超え引き続き使用されるに至った場合</p> <p>該当するに至った日に被保険者となる。</p>
<p>季節的業務に使用される者</p>	<p>継続して4か月を超えて使用されるべき場合は、<u>初めから</u>被保険者となる。</p>
<p>臨時的事業の事業所に使用される者</p>	<p>継続して6か月を超えて使用されるべき場合は、<u>初めから</u>被保険者となる。</p>
<p>事業所で所在地が一定しないものに使用される者</p>	
<p>国民健康保険組合の事業所に使用される者</p>	
<p>後期高齢者医療の被保険者等</p>	
<p>厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る）</p>	
<p>事業所に使用される者であつて、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、下記イ)からニ)までのいずれかの要件に該当するもの</p>	<p>左欄の4分の3基準を満たさない者であっても、次のa)からe)までの5つの要件を満たすものは被保険者として取り扱う。</p> <p>a) イ)が20時間以上であること</p> <p>b) ロ)が1年以上見込まれること</p> <p>c) ハ)が88,000円以上であること</p> <p>d) ニ)に該当しないこと</p> <p>e) 特定適用事業所（規模501人以上の事業所）に使用されていること</p>
<p>イ) 1週間の所定労働時間が20時間未満であること。</p> <p>ロ) 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれないこと。</p> <p>ハ) 報酬（最低賃金法に掲げる一定の賃金等を除く）について、厚生労働省令で定めるところにより、法42条1項（資格取得時決定）の規定の例により算定した額が、88,000円未満であること。</p> <p>ニ) 学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。</p>	



②資格取得の時期（法35条）

□当然被保険者は、次のいずれかに該当したときから、被保険者の資格を取得します。

<p>a) 適用事業所に使用されるに至った日</p>
